

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

## 1. 現 状

### (1) 地域の概要

本計画の対象地域は、真岡市のうち2009(平成21)年3月合併前の旧二宮町(二宮地域)であり、にのみや商工会の管轄地域である。なお、これ以外の地域は真岡商工会議所管轄。

市の南部にあり、面積は55.45km<sup>2</sup>で、総面積167.94km<sup>2</sup>の33%を占める。

鬼怒川をはじめとして五行川、小貝川が流下しており、全体的に平坦な地形である。

当商工会がある旧町の中央部を久下田地区、南西部で鬼怒川の東側を長沼地区、東部で五行川、小貝川の周辺を物部地区と、大きく3地区に分けられる。



### (2) 地域の自然災害リスク

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおり。

#### ① 洪水

「真岡市地域防災計画」及び市の「洪水ハザードマップ」によると、洪水予報河川である鬼怒川、五行川、小貝川について、浸水想定区域が指定されており、周辺地域の広範囲に渡り、3.0m未満の浸水が想定されている。商工業者のリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

#### ② 土砂災害

「真岡市地域防災計画」及び市の「土砂災害ハザードマップ」によると、久下田地区の一部、物部地区内の大和田および阿部岡、水戸部、三谷の一部に急傾斜地崩壊、土石流の被害が発生するおそれがある。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

#### ③ 地震

当地域を含む市周辺では、広範囲に被害をもたらす活断層は確認されていないが、本市は、首都直下地震が発生した際に、震度6弱以上(関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の情報を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市区町村を含む。)になる首都直下緊急対策区域として指定されている。

商工業者へのリスクとしては、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、久下田商店街地区は事業者が密集しており、火災による被害に加え、商店街のにぎわいが失われることによる販路の縮小や商圈の喪失などのリスクも存在する。

#### ④ 集中豪雨

近年の温暖化による異常気象により、局地的な大雨が頻発している状況であり、当地域としても、災害の規模や状況に応じた柔軟な対応が必要である。また、道路の冠水などのライフラインに影響を及ぼすおそれのある箇所がある。商工業者のリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

#### ⑤ ダウンバースト

近年、全国的にダウンバーストの発生数は年々増加傾向で、当地域においても令和7年9月3日にダウンバーストが発生し、主に長沼地区で住家やビニールハウスなどに深刻な被害を被った。

温暖化の影響で、異常気象は激甚化・頻発化しているため、災害リスクについて関心を持ち防災意識を高める必要がある。商工業者のリスクとしては、工場・事務所等の建屋や車両運搬具の損壊などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

### (3) 感染症のリスク

感染症が流行した場合に想定される影響等は、次のとおり。

#### ① 売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・ 消費者（外国人を含む）の自粛行動
- ・ 式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・ 宴会、宿泊、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・ 学校休校
- ・ 風評被害
- ・ 先行き不安による消費マインドの低下

#### ② 仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・ 工場、物流（海外を含む）の停止
- ・ 原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・ 部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・ 備品（マスク・消毒薬等）、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・ 生産、工期の遅れ
- ・ 生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

### ③ 事業継続への影響

- ・資金繰りの支障
- ・本人又は家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能
- ・営業自粛・時間短縮要請への対応難
- ・テレワーク、時差出勤への対応難

### (4) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

#### ① 店舗・工場等の火災

- ・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

#### ② 経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

#### ③ サイバー攻撃

・機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が、国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。

### (5) 商工業者の状況 (令和3年経済センサス活動調査)

商工業者数 450 者 (うち小規模事業者数 365 者)

業種	商工業者		備考(事業所の立地状況等)
	商工業者	小規模事業者	
建設業	73	71	地域内に広く分散
製造業	76	54	〃
卸売業	23	15	
小売業	84	69	にのみや地区中心部ほか、幹線道路沿いに多い
飲食店・宿泊業	23	16	〃
サービス業	132	106	〃
その他	39	34	
合計	450	365	

## (6) これまでの取組

### ① 真岡市の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・防災避難訓練の実施
- ・防災行政無線、防災ラジオ、公式アプリの普及整備
- ・防災カメラの設置
- ・非常食や飲料水等の備蓄
- ・防災マップの作成

### ② にのみや商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会（以下、「全国連」という。）の福祉共済（病気・ケガの補償）等への加入促進
- ・防災備品（スコープ、懐中電灯、非常食等）の備蓄
- ・市が実施する防災訓練への参加及び協力

### ③ 事業継続力強化支援計画の実施状況（R6年度）

- ・巡回経営指導時における災害リスクの周知 2件
- ・事業者BCPの取組状況の確認 2件
- ・事業継続力強化支援事業の実施状況や改善点についての協議 2回
- ・災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施 1回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

## 2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### (1) 課題

- ①小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を十分把握できていない。
- ②防災、減災に対する必要性の認識が不十分な事業者が依然として多く、取組状況は規模が小さい事業者ほど低調である。
- ③平成30年9月に「にのみや商工会危機管理マニュアル」を策定したものの、実際の緊急時の対応が十分に確立できておらず、職員個々の知識と能力に頼らざるを得ない状況である。また、事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、必要なノウハウを持つ人員が不足している。

### (2) 対策

- ①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や事業者の聞き取り等で把握する。

- ②防災、減災に対する意識啓発を強化し、地域内事業者の災害リスクの認識向上を図る。また小規模事業者も取り組みやすいように、事例等を交えて簡易なものから紹介し、取り組み開始のハードルを下げる。
- ③対応にあたる商工会職員の具体的な体制・役割分担などについて、職員間で十分に共有し、行動できるようにするとともに職員の資質向上を図る。

### 3. 目 標

自然災害に対しては、真岡市地域防災計画を踏まえつつ、にのみや商工会地域の事業者に対する事前防災・減災の対策や発生後の早い応急・復旧等について、真岡市とにのみや商工会が一体となって取り組む。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、にのみや商工会地域、ひいては真岡市全体と、これを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的な目標は、次の3項目。

#### ➤ 小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の提案と支援

事業者に対し地域の自然災害、感染症、その他の事業継続リスク（火災、病気やケガ、サイバー攻撃等を含む）等を認識させ、事業者BCP策定を含む事業継続力強化への取組や損害保険・共済制度への加入を促す。

定量的な目標を以下のとおり設定する。

- ① 年1者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 地域内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定件数10件
- ③ 主要産業である建設業の小規模事業者においては策定率を5%
- ④ 地域経済の中心である久下田地区の小規模事業者においては策定率を3%
- ⑤ 損害保険加入の取組を5者に対して行う。
- ⑥ 上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

#### ➤ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

自然災害、感染症リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。

#### ➤ 被害の把握・報告ルート of 確立

緊急時における市と商工会、国、県、商工連との被害情報報告ルート、内容等を明確化し、自然災害、感染症リスク発生時は商工会の会員・非会員を問わず地域内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。

## 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

## 2. 事業継続力強化支援事業の内容

### (1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

経済産業省、真岡市等と連携し、市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・職員による巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・関東経済産業局HP掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・策定支援に際しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。

### (3) フォローアップ

- ・地域内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・事業者BCPの策定後5年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。
- ・真岡市事業継続力強化支援協議会（構成員：にのみや商工会、真岡商工会議所、真岡市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ 広報誌などで地域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・ 同じ地域や業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

#### (5) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携している あいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

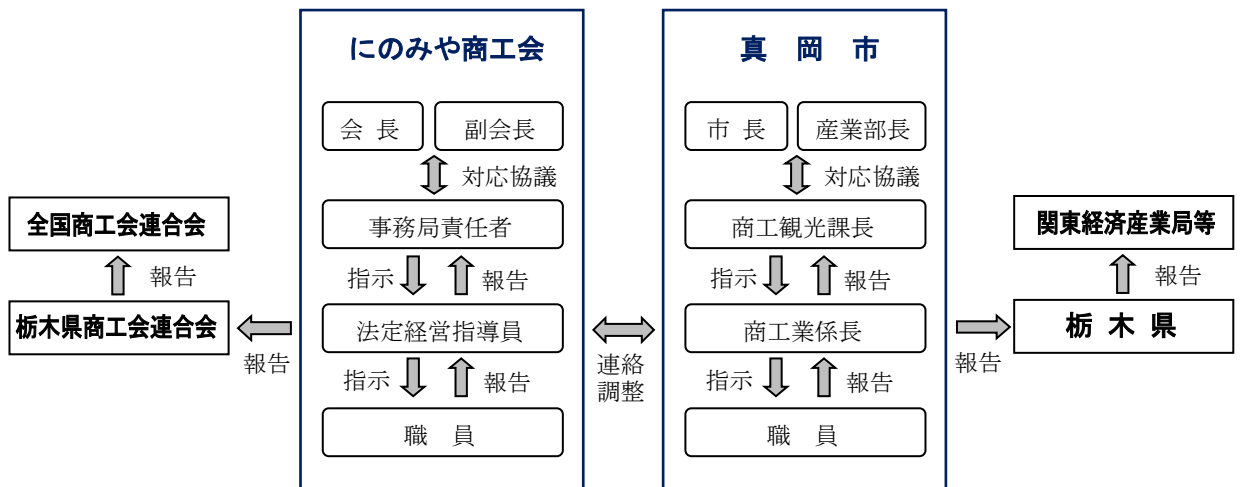
以上の対策については、適宜、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損保(株)の他、栃木県火災共済(協)と連携協力し実施する。

#### (6) 訓練の実施

- ・ 災害(東日本大震災・令和元年東日本台風等と同規模)が発生したと仮定し、市と商工会の連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

### 3. 自然災害等リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・ 事前に風水害等の発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



## (1) 自然災害等リスク発生時の対応

### ① 大規模自然災害

大規模自然災害が発生（※1）した場合は、以下の手順で対応する。

（※1）大規模自然災害発生とすることの目安

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

#### 1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を市及び商工連へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

#### 2) 地域内事業者の被害状況の確認（真岡商工会議所との連携）

- ・市は、罹災証明申請書に被害状況の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。なお、管轄が入り組む地域については、適宜、真岡商工会議所と連携（連絡、情報交換）し対応する。

#### 3) 被害情報の共有

- ・市と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、別添様式（県への被害情報の報告で示す様式1）を用いる。
- ・共有方法 電子メール（又はFAX）
- ・共有頻度

期間（発災日起算）	頻度
1週目	1日に2回
2週目	1日に1回
3・4週目	1週間に2回
5週目～	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

#### 4) 被害情報の報告

- ・市と商工会は3) のとおり情報を共有した後、市は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。商工会は商工会連合会へ同様の方法で期日までに報告する。

## ② 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症（※2）が流行した場合は、以下の手順で対応する。

（※2）国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安

- ・世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合

### 1）感染症予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・市で取りまとめた「真岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、真岡市における対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2）地域内事業者に対するリスクの周知

- ・今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

### 3）地域内事業者の被害状況の確認

- ・市は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

### 4）被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、市と商工会とで情報を共有した上で、市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

## ③サイバー攻撃

- ・真岡市と商工会は事業者がサイバー攻撃に遭った際の経営に与えるリスクについて周知する。また、被害に遭わないよう予防するために、セキュリティポリシーを高めるための情報提供を行う。事業者に被害が出た際は被害状況を確認し、情報を共有・報告するとともに、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）等の専門機関から対応策の指示を仰ぐよう指導する。

#### **④被災事業者に対する支援**

##### **1) 応急対策時の支援**

- ・相談窓口の設置にあたっては、市と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導する。

##### **2) 復旧・復興支援**

- ・国、県の方針に従って、市と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、市・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

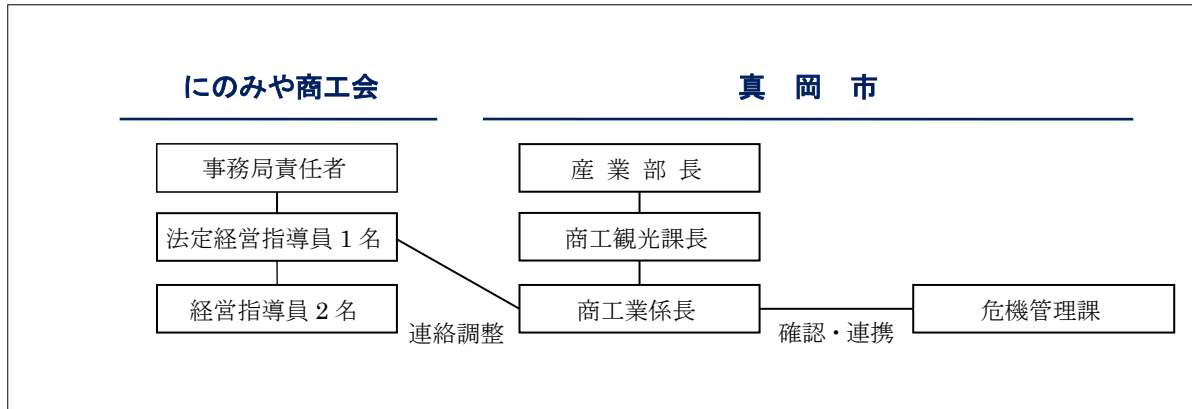
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年4月以降)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



① 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・商工会、真岡市商工観光課・危機管理課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回連絡協議会を開催する。
- ・また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

② 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・地域内を3地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員2名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・また、保険加入促進については、連携協定を結んでいる栃木県火災共済(協)、東京海上日動火災保険(株)の専門家による個別相談も可能とする。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を商工会と真岡市の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

## **(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

### **① 法定経営指導員の氏名、連絡先**

経営指導員 田中智裕 (連絡先は(3)①のとおり)

### **② 法定経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)**

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(四半期に1回以上)

## **(3) 商工会、関係市町連絡先**

### **① 商工会**

にのみや商工会 指導課

〒321-4521 真岡市久下田 848-5

TEL : 0285-74-0324 / FAX : 0285-74-2737

E-mail : ninomiya\_net@shokokai-tochigi.or.jp

### **② 関係市町**

真岡市市役所 産業部 商工観光課

〒321-4395 真岡市荒町 5191 番地

TEL : 0285-83-8134 / FAX : 0285-83-0199

E-mail : syoukou@city.moka.lg.jp

## **(4) 被害情報報告先**

### **① 栃木県**

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail : shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

### **② 栃木県商工会連合会**

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail : soshiki\_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	100	100	100	100	100
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	100	100	100	100	100
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	50	50	50	50	50
4. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費・会議費	50	50	50	50	50
5. 備品備蓄費	50	50	50	50	50

(単位 千円)

調達方法
会費、真岡市補助金、事業収入等